

防人計第 7 7 7 7 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

代日休養又は代休日の指定の徹底等について（通知）

隊員に休養日又は休日（以下「休養日等」という。）において勤務を命じた場合には、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 5 号。以下「自衛官訓令」という。）第 1 1 条若しくは第 1 1 の 2 の規定又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 4 3 号。以下「事務官等訓令」という。）第 2 条の 2 若しくは第 3 条の 4 の規定により、代日休養、休養日の振替え又は代休日（以下「代休」という。）を指定して休養させることができるほか、「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画について（通達）」（令和 3 年 3 月 2 5 日。防人計（事）第 4 5 号）により、「休養日又は休日の勤務を命じた場合には、命じられた分に相当する代日休養又は代休日を指定するよう努める。」こととされている。

今般、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に伴う災害派遣等においては、隊員に対して休養日等に勤務を命じる必要が生じるが、これが長時間労働の継続に繋がると、隊員の心身の健康や福祉に害を及ぼすおそれがある。これを防止するため、代休取得を促進させるとともに、一定期間連続して勤務する場合には、あらかじめ休養日を設定する「特別の日課」とする措置について下記のとおり通知するので、適切に対処されたい。

記

1 代休の指定

代休の指定は、自衛官訓令第12条又は事務官等訓令第2条の2に規定する所属長（以下単に「所属長」という。）が指定することとされており、所属長は取得しづらい環境・雰囲気や業務の偏りにより代休が取得できない隊員が発生しないよう、自衛官にあっては代休を付与する期限である52週以内（原則8週以内）に、事務官等にあっては8週以内に代休を指定するよう徹底されたい。

2 一定期間連続して勤務する場合の日課

- (1) 自衛官については、自衛官訓令第3条の規定により「勤務時間外においても、行動、訓練若しくは演習のため、又はその他勤務の必要により、勤務することを命ぜられた場合には、何時でも職務に従事するもの」とされており、休養日等であっても、必要があれば所属長は自衛官に対して勤務を命ずることができる。
- (2) そのため、災害派遣、演習又は長期航海等に従事する隊員など、休養日等を含め、一定期間連続して勤務させる場合、所属長は、自衛官訓令第10条の規定により、日曜日、土曜日及び休日を含めた勤務及び任務終了後に別途休養日をあらかじめ設定する「特別の日課」を定めるなど、日課の柔軟な見直しを図るとともに、組織全体で休養できる環境づくりなどに努められたい。

（例1：「特別の日課」により、1週間当たり2日の割合の休養日を設定）

月	火	水	木	金	土	日
4/1 勤務日 (特別の日課)	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7
4/8	4/9	4/10 休養日 (特別の日課)	4/11	4/12 勤務日 (通常の日課)	4/13 休養日 (通常の日課)	4/14 休養日 (通常の日課)

(例２：「特別の日課」により、１週間当たり２日の割合の休養日を設定)

月	火	水	木	金	土	日
4/1 勤務日 (特別の日課)	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7
4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
4/15 休養日 (特別の日課)	4/16 休養日 (特別の日課)	4/17 勤務日 (通常の日課)	4/18 勤務日 (通常の日課)	4/19 勤務日 (通常の日課)	4/20 休養日 (通常の日課)	4/21 休養日 (通常の日課)
4/22 休養日 (特別の日課)	4/23 勤務日 (通常の日課)	4/24 勤務日 (通常の日課)	4/25 勤務日 (通常の日課)	4/26 休養日 (特別の日課)	4/27 休養日 (通常の日課)	4/28 休養日 (通常の日課)

3 代休取得状況の把握

海上自衛隊の艦艇勤務員については、長期航海等のため、他の自衛官と比較して代休が取得しづらい状況にあることが確認されている。

海上自衛隊の艦艇部隊を除く、各自衛隊の部隊等においても、艦艇勤務員同様に代休の取得が困難な状況が生起している場合には、業務の効率化など勤務環境改善の検討の資となるよう、代休取得が困難な状況を各幕僚監部において取りまとめ、別紙様式により人事教育局人事計画・補任課ワークライフバランス推進企画室へ提出されたい。

部隊等名	
【代休取得が困難な状況（具体的な理由を記載してください。）】	